DENTAPAC KOKOROロゴマークの通常使用権設定に関する確約書

平成　　年　月　日

一般社団法人日本歯科商工協会

会長　森田 晴夫　殿

　一般社団法人日本歯科商工協会（以下「甲」という）所有のDENTAPAC KOKORO(デンタパックココロ)ロゴマークの通常使用権設定に関し、当社は以下を確約いたします。

1. 使用の提示及び商品の適正使用

（1）ロゴマークの使用を希望する商品は、在宅・訪問歯科診療のニーズに応えられるものであります。

（2）ロゴマークの使用を承認された商品(以下「承認商品」という)を、ロゴマークを付して顧客へ販売する際には、DENTAPACKOKOROロゴマーク使用許可申請書を作成し、DENTAPACKOKORO加盟企業会に提示いたします。

（3）当社は、本件ロゴマークに付帯するイメージを保持し、高めるように努力し、承認商品の販売にあたっては、本確約書の規定を遵守いたします。

（4）第三者によるロゴマーク侵害行為を知った場合、甲に通知するとともに、甲と協力して対処いたします。対処、手続に係る費用の負担は、甲と協議の上決定いたします。

1. 通常使用権の範囲

（1）当社は、ロゴマークを以下の範囲で使用いたします。

使用地域　　：日本

使用期間　　：平成　　年4月1日～平成　　年3月31日

使用指定商品：別紙記載の指定商品とする。

（2）ロゴマークの使用料として、年間10,000円を甲に支払います。

1. 使用承認の取り消し及び損害賠償
2. 本確約書に定める条項に違反する行為があったとき、債務不履行があったとき、又は、破産手続開始申し立て、民事再生手続開始申し立て等信用不安が生じたときは、ロゴマーク使用承認が取り消されることに同意いたします。
3. 前項により甲に損害が生じたときは、当社は、その損害を賠償いたします。
4. 損失補償等の責任
5. ロゴマークの使用、又はロゴマーク使用承認の取り消しによって当社に損失が生じた場合でも、当社は甲に損害補償等の責任を問いません。
6. 当社は、製造販売される承認商品の品質が、各種法令及び品質基準を満たすものであることを保証いたします。
7. 万が一、承認商品の品質あるいは機能に関して、第三者より製造物責任に関するクレームが発生した場合、リコールなどの措置が取られた場合は、すべて当社の責任においてこれを解決するものとし、甲が損害を被った場合は当社がこれを賠償いたします。
8. 管轄

本書に関する訴訟は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。

　　ロゴマーク使用に伴い、貴協会に一切ご迷惑をおかけしないことを申し添えます。

　　以上確約し、本書面1通を差し入れます。

住所

企業名

氏名　　　　　　　　　　　　　印